

温泉法に基づく温泉掘削等許可について

[大阪府環境審議会温泉部会報告書]

大阪府環境審議会温泉部会長

平成29年8月29日に知事から諮問があった温泉法第32条に定める事項について、同日に温泉部会を開催し、審議を行った。

審議の結果、同日付けで答申を行ったので、「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第3条第7項の規定に基づき報告する。

なお、「大阪府環境審議会条例」第6条第7項及び「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第3条第6項の規定に基づき、温泉部会の決議を大阪府環境審議会の決議とした。

平成29年度第1回大阪府環境審議会温泉部会
(平成29年8月29日 場所：ホテルプリムローズ大阪)

	申請地	申請者	答申内容
温泉掘削	泉南郡田尻町嘉祥寺 588番5	株式会社ザイマックス	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
温泉掘削	大阪市天王寺区夕陽丘町 6番5	梅旧院	本申請については、500メートル以深にストレーナを設置することを条件に許可することに支障ないものと認める。
温泉掘削	大阪市淀川区西中島 五丁目14番7	株式会社 LUXBRIGHT・コーポ レーション	本申請については、500メートル以深にストレーナを設置することを条件に許可することに支障ないものと認める。
温泉動力装置	大阪市西淀川区野里 二丁目234番2	中村 久光	本申請については、許可することに支障ないものと認める。